

東ジャワ州における新型コロナウイルス感染拡大防止のための規制(続報)

令和3年1月15日
在スラバヤ日本国総領事館

- 東ジャワ州政府は、13日付で新型コロナウイルス感染拡大防止のための社会活動制限実施(PPKM)に関する州知事決定を改正する回章を発出し、これまで州内4市7県において実施されていた制限を、5市10県に拡大することを決定しました。
- 今後、各市県において関連法令が制定される見込みですので、最新情報の入手に努めてください。

1 1月11日付当館領事メール(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100135823.pdf>)のとおり、東ジャワ州政府は11日より州内4市7県において、社会活動制限実施(PPKM)を行っているところ、州内のリスク地図の変化等を考慮し、13日付で、右規制の適用範囲を拡大する回章(188 / 11 / KPTS / 013 / 2021)を発出しました。

今回適用が拡大される1市3県は以下のとおりです。

- (1)モジョクルト市
- (2)モジョクルト県
- (3)ンガンジユク県
- (4)クディリ県

2 規制内容については、上記領事メールにてお知らせしたとおり、州知事決定に基づき、各市県にて規制を決定します。規制の概要は概ね右州知事決定に沿ったものとなっておりますが、それぞれの市県において、在宅勤務の割合や適用除外の判断、商業施設の営業時間等に差が生じることが予想されるため、お住まい又は訪れる市県の状況について、必要に応じ最寄りの行政機関等に確認するなど、最新情報の入手に努めてください。(了)